

横手応援拠店事業 実施要領

施行日 令和4年2月1日

1. 目的

秋田県外において横手市出身者等が経営する店舗を「横手応援拠店（以下、応援拠店）」として登録し、その活動を支援することにより、横手市応援人口の交流の場を創出するとともに、横手の魅力情報の発信による新たな横手ファンの獲得、横手産食材のPR・活用促進による物産振興を図ることを目的とします。

2. 対象

秋田県外で横手市出身者等が経営する店舗を対象とします。

3. 登録基準

本事業の趣旨に賛同し、次に掲げる全ての基準を満たすこととします。

- (1)横手愛をもって市とともに取り組んでいただける意思があること。
- (2)市が頒布する印刷物、販売促進資材等の掲示又は設置に可能な範囲で協力できること。
- (3)店舗等において、横手産食材の活用や、横手に関連するメニュー等の提供に可能な範囲で協力できること。
- (4)市が第三者に対して応援拠店の情報を提供することに同意いただけること。
- (5)市出身者等の「横手市応援人口」の皆さんの利用を積極的に受け入れる意思があること。
- (6)次のいずれかに該当するものでないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が営むもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業を営むもの

ウ その他、市長が応援拠店として登録することが適当でないと認めるもの

4. 登録の手続き

事業の趣旨に賛同し応援拠店の登録を希望する事業者等は、賛同書及び店舗情報登録シートを市に提出するものとします。

5. 登録の通知及び登録証の交付

市は、賛同書及び店舗情報登録シートの提出があった場合は、その内容を確認し、基準を満たすと確認できたときは、応援拠店として登録し、登録通知書により通知するとともに、登録証を交付するものとします。

6. 活動の支援

市は、応援拠店に対し以下の支援等を行います。

- (1) 応援拠店の目印やPRのための物品の無償提供
- (2) 横手市民及び横手市応援人口に向けた、市で発行する広告媒体、ホームページ等による応援拠店の周知
- (3) 応援拠店活動に必要な横手産食材情報やイベント情報等の随時提供
- (4) 応援拠店が求める横手産食材の市内取扱店情報の提供
- (5) 応援拠店より提案があったことへのフォロー

7. 現状の確認

市は応援拠店に対して、登録基準を満たしているか現状を確認させていただく場合があります。

8. 店舗情報の変更手続き

応援拠店は、店舗情報登録シートに記載した事項に変更があったときは、速やかに店舗情報登録変更シートを市に提出するものとします。

9. 登録の取り消し

市は、応援拠店が次のいずれかに該当する場合、登録を取り消すものとします。

- (1) 応援拠店から登録辞退届が提出されたとき
- (2) 応援拠店の登録基準に掲げる基準のいずれかを満たさなくなったとき
- (3) その他、応援拠店として登録することが適当でないと認められる事由があったとき

10. その他

この要領に定めのない事項については、双方が誠意を持って話し合いを行い対応することとします。